

議会運営委員会会議記録

1 日 時 令和8年9月3日（木曜日） 午前10時00分開会 午前11時50分散会

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員

4 欠席委員 なし

5 委員外議員 古畑議長、松田、渡辺、利根川の各議員

6 事務局職員 磯貝事務局長、上野次長

7 本日の会議に付した事件

1 議会運営について

- (1) 2常任委員会制について
- (2) 市外調査について
- (3) ハラスメント防止対策について

2 その他

8 経過と結果

○東野委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので直ちに会議に入ります。

オブザーバー議員の発言につきましては、委員の発言終了後、項目ごとに1回を基本とし、休憩中に発言の許可を求めてください。

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

1 議会運営について

(1) 2常任委員会制について

○東野委員長

協議題1（1）、2常任委員会制についてを議題とします。

進行させていただきますが、あらかじめ宮島委員より2常任委員会の案ということで、添付資料をご確認ください。

ざっと見させていただいたんですけども、添付資料No.1の、6月18日に添付させていただいたものとはほぼ一緒なのかなと思うんですけども、またどういう概念か、宮島委員のほうからお話しいただければと。

○宮島委員

以前出された委員長案と、基本的には一緒だと思います。

ただ、そういうのを決めるのにあたって、基礎的な資料が必要なのかなと思って、糸魚川とほぼ同じくらいの人口、あるいは2常任委員会制を採用している自治体、35の市がどういう分け方をしているか、名称で総務文教と付けているところと、総務文教と付けていないところがあるんです。

数を見ると、どちらが圧倒的に多いということはないようです。新潟県内だけで見ると、総務文教って付けている自治体が非常に多いです。

私も以前の委員長案と基本的には一緒で、総務と文教を分けた委員会。ただ、名称がですね、委員長の案では、市民文教、略すと市文ってなって、死んだ文書という言葉があるんです。これは、文字はあるんだけど意味はなさない言葉っていう意味のもので、あんまり語感が良くないと。

僕の案では、文教厚生なんですけども、厚生っていう言葉を検索すると、人々の生活を健康で豊かにすることっていう。さらに、人々の暮らしを豊かにし、幸福な状態にすることっていうのが厚生の意味であります。

ですから、市民っていう意味よりも、より深く、我々議会が果たすべき内容を含んでいるのかなと思ひまして、文教厚生と、略すと文厚になりますけど、特に悪い意味はないということで、提案させていただいた次第です。

○東野委員長

宮島委員からいただいた意見として、決まったときの呼び名といいますか、その辺を意識したご意見かと思ひます。

○宮島委員

提案の中の下から3行目と4行目に書いてありますけども、定数については9人と。議長、副議長の取扱いなんですけども、糸魚川の常任委員会では、議長、副議長が常任委員会に入る。それから、議長、副議長が同じ常任委員会に入っても構わない、そういう制度になっています。

私の提案でも同様に、正副議長が同じ常任委員会に入ってもよろしいと。そういう提案になっています。補足です。

○東野委員長

そういった意味では、いろいろ今、宮島委員からご提案いただいたとおり、細かいところもそろそろ決めていかなければなあというふうに感じております。

資料二つ、宮島委員と併せて、6月に配付させていただきました資料と併せてありますが、委員のほうでご意見あればお願いします。

○保坂委員

私もこの資料いただいてすごくいいなと思って考えていたんですが、一番引っかかるところが、地域協働課の扱いでして、公共交通網を市民生活レベルで特化してやっていくとなったときに、観光と切り離して考えていくってところで、総務と地域協働課を組み入れていくっていう方針を、重く受け止めると、くっつけていったほうがいいのかなと、市民の生活と公共交通網っていう。

ただ、そうじゃなくて、今回はある種、市長の肝いりの取組っていうことで捉えた場合に、これまでどおりの所管の感覚でいくと、あまりそこにこだわらないで判断したほうがいいのか、今そこが正直、自分の中では悩みどころでして。

もう一つは、今回いろんな所管の中の仕事の内容を振り分けたときに、やっぱり仕事量というかボリュームですね、各常任委員会が受け持つボリュームも、やっぱり配慮していかないと、やっぱり関連するからって全部どっちかに偏ってしまうと、やっぱり良くない。

だから、逆にあっさりと、手法とすれば宮島委員のように、1階2階、3階4階という、機械的にやる方法もありなのかなと思ったりとか、正直言って悩んでいるというか、明確にこれがいいと言えないんですけども、その辺のルールについて、皆さんのご意見をお伺いさせてもらえるとちょっとありがたいかなというのが、今の現状です。

で言えば、地域協働課の市長肝いりの部分を意識するのか、しないのかっていうところもちょうと、自分の中では今、悩みどころというか、今の状況です。

○東野委員長

すべてにおいて審査しなければいけない事実は変わらないので、あとボリュームの話とか、そういうところも踏まえていかなければならないっていう、おっしゃるとおり。

あと、地域協働課を意識して、2常任委員会にどう配分するかっていう。

○阿部委員

感想というか、今思っていることなんですけれども、新たな組合せにすると、こっちのほうが、こっちのほうがついていう、いろんな意見が出てきて、どこを重視するかで変わってくとは思うんです。

先ほど保坂委員おっしゃられたように、機械的にやっていくってことであれば、宮島委員の提案の、階で分けていくっていう方法と、今現状見ますと、総文の所管事項が20ぐらいあって、建産と市民厚生を合わせると、それも20くらいっていうので、その数でも見ると、ただ単に、その数で言うと、総文1個で今までどおりやって、市民厚生と建産を合わせるっていうようなやり方もあるんだろうかと思うと、どこに視点を置くかでかなり変わってくる構成になるのかなあ、体制づくりというのは変わってくるのかなあと思っています。答えはないんですけども、そういったところであります。

○田中委員

同じような話になっていくかもしれませんが、まずボリュームに関しては、その時その時において発生している案件、そういったものが集中的に審議されたりすることによって、生じるものが結構あるのではないかなと。

なので、まあ、その辺のところは、その時々による事象として、今このように設けてある案で進めて、それによってどのような不都合が、もしあるかどうかもちっと審議しながらやってもいいんじゃないかなと。

原則、今ここに出ている案で進めていけたらなと思います。

あと一個気になるのが、行政側のほうで、今回不祥事があったことによって、自分の所属している市民厚生の方で、今回の再編によって全体的に不都合が生じているような話も、ちらっと答弁の中であって、見直しもしたいと言っている、それがどんなことなのか、その辺の見極めもちっと必要なかどうか、今の段階では分からないんですけども、一個一個それを気にしていると、なかなかまた進まないなというところもありますし、基本的にこれで審議していったらいいんじゃないのかなと思います。

○東野委員長

できれば委員皆様のご意見を頂戴したいです。

○田原洋子委員

私、この提案でいいかと思います。

なぜなら、この前市民厚生常任委員会で、やはり18歳の壁、一貫教育とかいろいろあるんですけど、どうしても福祉の分野と総文に、そこは教育とかになってくる。で、15歳卒業すると、また福祉のほうに入ってくるとか、いろいろ出てくるので、やっぱり福祉と教育というのは切っても切り離せないのかなと思ってます。

ただ、さっき保坂委員おっしゃったみたいに、例えば地域協働課が地域のものに関わってくるのであれば、福祉だとか病院に行くバスだとか、そういう話も関わってくるのかなと思うんですけど、それはそれで分けて考えてもいいのかなと思っています。

この1階と2階、3階と4階というフロア感覚とかも、やっぱり担当課同士で隣の課で会話がしやすいとか、意思疎通がしやすいとかっていう利点もあるのかなというのは感じてます。

○中村委員

この1階2階、3階4階っていうのは、良い分け方かなあっていうふうに思いますし、これは議員のほうである程度の方角を出したりしても、行政のほうでね、どういうふうな、果たしてそれがいいのかどうか、行政のほうでまた考えなきゃいけないと思いますので、もしかすれば、行政のほうで階を変えていくとか、3階の人が2階と変わるとかっていう部署が出てきて、うまく収まれば非常にやりやすいのではないかなというふうに思いますので、この案で1回考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。

○東野委員長

阿部委員のほうからですね、ボリュームについて、現状総文に所属されていて、委員長もされていて、ボリューム感的なときに、市民厚生と建設産業が同じくらいのボリューム感と感じていると。もっともだなというふうに思うんですけども、やはり組合せの相性とかそういったところで考えていくと、皆さんの意見は割と、過去に古畑当時委員長から提出いただいた案で大筋いいのかなという、そんな意見なんですけど、それについて。

○阿部委員

宮島委員のとか、今までの流れで行きますと、それで問題ないと思いますし、なんだけれども、どこに視点を置くかっていうことで今お話させていただきただけで、市民厚生と建設産業を合わせればいいと思っているっていうような発言ではなくて、やってみんと分からない部分があるなあっていうところで、いろんな視点から見た場合っていうのを。

なので、感想というか、提案でもないんですけども、今思っていることということで、発言させていただきました。

○古畑議長

あとねえ、バランスだよな、重さ、自分で言いながらおかしいけど、もし、議案になってそれぞれ出てきた場合にさあ、圧倒的にさあ、総務建設常任委員会のほうが多くなるよね。

で、もともと二つにしようかというのは、ベテラン議員と新人議員の考え方とか経験の格差がありすぎて、これじゃあ委員長、副委員長を置いて委員4人で審査するのは無理があるねえという話でなったんでね、やっぱりそこも含めて。

今ほど出たけど、これが全員慣れてきたと、もういいんじゃないかというときには、また三つに戻したっていいと思うんだよね。なんなら全部予算委員会式にさ、全員が入ってしまうっていう手もあるんだよ。

ただね、数が多すぎて、議案とか所管事項調査について、おざなりになるとやだなあと思うんだよね。今、阿部委員長なんかだいぶ苦労しているけどねえ。他にも手を付けなくちゃいけない所管事項調査もあるけど、手が回っていないよね。それを考えると、ちょっときついのかなあと。

2 常任委員会にするときの委員会の開催する数ね。これやっぱり多めにとっていかないと、項目が多くなる分難しくなると思うんだよね。

これ両方とも難しいけど、先ほど来皆さんが言うようにさ、とりあえずやってみようっていうことに関してはね、私もそのとおりだと思うし、委員長とも、いい加減決めないとなあとか言っている。

あと、最終的には市長部局に、何ていうかこの試案を出して、やっていけるかどうか。自分が審査する身になってきた場合、こことここが一緒のほうがいいなあとか、こことここ関係あるんじゃないのかなあということもあるんでね。

もう少しね、時間もあるんで、委員長も今日無理やり決めるつもりはないとおっしゃって、自分もそこを重点に置いて考えていただければいいかなと思います。

○東野委員長

また、そういった中で、この年度末には決めていきたいという委員会の意向でもございますので、大筋6月にいただいた提案で進めさせていただいて、市長部局、担当課ともコミュニケーション取りながら、どういった不都合が考えられるかっていうのを、いよいよちょっとお話しできるかなという状況にあらうかと思っております。

そういった中で決まってきたら、宮島委員のほうから提案があったとおり、呼び方、これも印象っていう意味ではすごく大事かと思うので、その辺も後々、年度末までにはしっかり決めていきたいと思います。

○古畑議長

もし、行政側の参考意見が聞きたいということになれば、こっちにお呼びして、委員会としてやり取りしてもいいと思いますよ。双方がやりやすいように、審査を深くしてほしいというのがこちらの思いですから。

そこは進行する中で考えて。

○東野委員長

また、次回にはそういう進め方、どういう調整が必要かというのを、ちゃんと双方でお話できるような、そういった委員会をまた開催したいと思いますので。

○宮島委員

先ほど、常任委員会の略称、ちょっとお話ししましたが、私の案では総務産業、総産とするよりは、総務建設のほうが、総建ですからいいのかなと。つまらないことですが、多分皆さんは略称で呼んでいくと思いますので、語呂が重要かなと思います。

○東野委員長

他にありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

それでは、次回はぜひ行政側としっかり懇談できるように、基本は6月18日に提示させていただいたもので提案させていただいて、コミュニケーションを図る場所として、上手くまとまるか、ついては呼称についてもご意見いただければというふうに思っております。

そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

(2) 市外調査について

○東野委員長

協議題1 (2)、市外調査についてを議題とします。資料をご確認ください。

議会運営委員会の視察につきましては、以前もお話させていただきましたとおり、1月、2月中に開催したいと考えております。10月、11月になりますと、各会派ですとか、常任委員会の視察が固まっておりますので、その点、1泊2日程度の視察を考えております。その時期が1月頃ということで、ご了承いただきたいと思います。

それで、過去にどういった視察があったのかということで、添付資料をご覧いただきたいと思います。先般、雑談で、兵庫県西脇市とか過去に行ったことあるよというような、そんなお話も出たんですけど、過去にどんな視察があったかというところで、また検討材料にしていいただければと思います。

特にこの中から選んでくださいというものではないんですけども、そういった意味では、2年ごとの任期の末にかかる視察になろうかと思っておりますので、次の議会運営委員会どうなるか分かんないですけど、そういったときに、例えば議会改革がテーマになってくるのか、先進的な、例えばA Iを取り入れた取組があるのかとか、いろんなことが想定されると思うんですけども、そういったところも意識しながら、どんな視察がいいかというイメージを膨らませていただければと。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開します。

○保坂委員

どこという場所は決めていないんですけど、私とすれば、今の糸魚川市の現状を考えると、一人会派のメンバーが半分占めているということで、その中で議会人事を決めて進めております。

今後、そういう形が浸透していくのであれば、会派制について、先進的な取組があるところがあれば知りたいですし、逆にもっと会派というものを強くしていく、そのほうが行政と議会と渡り合っていく上でメリットがあるんだということであれば、そういったところの視察ができればありがたいなという意見であります。

○宮島委員

議会広報については、事務局が制作しているところは非常に稀有な例で、視察に行ったらあきれられるんじゃないかなという懸念があります。

広報は別にして、議場の中で、タブレットの使用について、議長からも何回かご指導いただいておりますけれども、視察先で行政職員もタブレット、あるいはノートパソコンを持ち込んで、資料を閲覧しながら答弁というのがあります。

あと、議場にですね、大きな画面あるいはスクリーンがあって、一般質問とかで、そこにテーマとしている映像を流して理解を深める。国会でもフリップ使ってますよね。あれの大きいやつと考えて。そういったものはいくつかやっています。

去年、丹波篠山市で、通年議会、お隣の上越も通年です。そういったものも議会改革の中でのテーマとしてはいいのかなと。

それから、会派制については、議長が以前、会派は解消したほうがいいんじゃないかというようなことをおっしゃっていました。そういうのも含めてですね、市議会での会派のあり方、そういったことも重要なテーマになってくるかと。

ちょっとまとまりませんが、いろんなテーマがありますので、視察先を検討される際にはそういったことを意識していただきたいなと思います。以上です。

○阿部委員

私もやはり、糸魚川市議会として今、何を課題として考えているかっていうところが明確でないと、やはり視察場所っていうのも、テーマっていうのも選定できないんじゃないかなあと思うのと、どっちの目線に立つかというか、例えば傍聴に来てくれている人に対してとか、一般質問とかだと、今、いろんな自治体に会派としても視察に行ったりすると、議場を見させてもらうときに、モニターがあったりとかすると見やすいんだろうなあと、理解は得やすいんだろうけど、実際にそれを整備したところで、モニターを使う方は何人いるんだろうとかっていう、費用対効果みたいなことを考えていくと、あればいいなとは思いますが、本当に必要なかと言われると、難しいなと。自分を取り扱うテーマにもよると思いますし。

とかというのを考えると、市民に対してアプローチしていく機会をとということで考えたときに、今、糸魚川市も市長のミーティングをやってますけど、市民の参加率っていうのが、かなり、糸魚川市を挙げてやっても、市議会議員、元行政職員が20人を超えてて、一般の市民の方は10人くらいっていうケースも見ていると、チャレンジすることはいいんですけど、果たしてそれが望まれていることなのかとも考えると。

なので、市議会がこれでいいとは思いませんけれども、課題すらも見失っているっていうのが本音かなと思います。

○田中委員

先ほど、宮島委員から広報の話がありました。その前には保坂委員からもあったんですけど。

議会広報は結構、事務局一生懸命やっていたいてはいるんですけども、それはまあそれとして、いつも気になるのは、報酬等審議会のときに、毎度のように議員の活動が見えないという言葉が聞かれるのが気になっているんですよね。それは広報のあり方なのか、普段の活動なのか、それともどこかにあれがあるのかどうか。その辺はあれなんだけど、これまでいろんなところを視察に行ったりする中において、行くと必ずたくさんの資料をいただいたりするんですけども、こういうことを取り組んでいるんだとかっていうのが、結構あるなと思って、ちょっとその辺のところをもう一回見直す中で、参考になるところをお願いできればなあと、というのが私が思っているところで。

恥ずかしいと思われると、嫌だなあと思うんだけど、そういう感覚はそれとして、しっかり市民との距離を縮めるといいますか、我々は何やっているというのをしっかり市民に分かっていただく努力というか、形というか、その辺学べる場所があったら。

○古畑議長

視察、議会をどうするか、一つはまあ、言ってるような広報だよ。広報広聴。開かれた議会とはどういうのかっていうのが一点。

もう一個は、ほんとに議会の本質に関わる部分の体制づくりだよ。一人会派はどういうものとか、会派はどういうものとか。それぞれに利点があります。

で、今ね、ちょっと九州のほうでさ、問題になっているけど、会派縛りみたいなものがある。かつての糸魚川市もそうだった。だから、自分の本位じゃなくたって、会派がこっちっていうのにさあ、そんなもん従ってられるかって、じゃあ辞めろっていう話になる、非常に多かった。合併する前もそうだし、した後もそう。要するに会派というものがドンとあってさ、言ってみりゃ保守勢力、自民党勢力が議会のだいたい3分の2くらいあってね、どっちかっていうと会派がそれぞれ話し合っただけで決めるみたいなさ、議会の存在なんかないじゃんって。

で、会派が話し合っただけで決めたのがドンとやると、市民がいつそのこと決まったんだよってなるんだよ。

で、こっちは、もう、市議会のレベルなんだから、党利党略なんかもうどっかやっちゃって、ほんとに市民にとっていいって、正しいものは正しくいきましょうよって、いうふうな歴史があるんだよ。そうやってやってきたっていう。

だから、俺は単純にクラブいらないって言ってるわけじゃなくて、そういう経験をやってきて、過半数を超えるクラブのクラブ長までやってきたんだからさあ。ただ、そこは良くないよ。

で、議会と行政の癒着が生まれるんだって。だって、その会派の言うことだけ聞いてりゃあさあ、行政の議案なんて、全部通るでしょ。だから駄目だって言ってるの。だから緊張感がないんです。議会が始まる前に、議案の可決が決まってるみたいな、そんな議会に何の緊張感があると。

で、私にとってだよ、私にとって、今の議会ってのは理想的なんだよ。クラブと一人会派の議員さんが半々になって、その内容についても、絶対闇の中で決めない、どうしてそういうことになったんですかっていうのを、市民が知るか知らないかは別にしても、議員の中においては、どうしてこうなったかっていうのがちゃんと分かるような仕組みになったんだよ。

それで、広報についてもそうなんだけど、実はもう、議会と市民との話合いの場っていうものもさ、設けましょうと、定期的にやろうと思ったんだけど、その先進地に行くと、さっき言ったとおり、来る人が限られているとか、問題が限られているとか。

でねえ、現在進行中の問題について、議会が、誰がどういうふうな説明するかになったんだよ。行政は市長の方針に沿って答えればいいでしょ、だけど議員なんて、千差万別じゃん。一つのものに対して、白という意見もありゃあ、ありゃ黒だっていう意見もあるわけだ。で、市民にどうですかって聞かれたとき、俺はこう思うって言っていいんですかって。委員長だけの発言とか、議長だけの発言で済ますんですかってなって、こりゃ市民と話合いやってもさ、まとまらんなっていうので、まあ、要望があれば行くっていう格好にしてあるんだよ。それも皆さんのほうでさ、私も出前議会はすべきだと思うんだけど、じゃあそこへ行くと、議会報告みたいになるね。細かい場面どうするかっていうのでも、個々の議員さん考え方違うんでね、非常に難しい。まあでも、難しいけどもやりたいっていうんなら、それでいいと思います。

それから、広報の編集をね、事務局をお願いをしているんですけど、前もねえ、議員同士でやろうっていう話があった。で、あの時に、もう亡くなっちゃったけど、吉岡静夫さんなんかがさあ、盛んに広報出していこうと。

で、どうもあいつの言ってることをまとめて出すのはさあ、難しいとか、何というか、ひいきになっちゃうんだよ、その編集委員の。こいついいとこ出してあげようとか、こいつは変なことばっか言ってるから、変なこと書いてやろうとか。

あのね、中立的な文書を書けるのが事務局だったんだよね。それで、糸魚川では伝統的に、事務局をお願いしてやってもらっているっていうことがあって、事務局にはご迷惑かけているのは大変分かっているし、よく他市でも、議員さんが文書をまとめるなあって思うけどね。

だから、うちらどっちかっていうと、悪く捉えて、こういうことすると悪いことするなっていう奴がいるなっていうのを前提にして、改革してきたんでね。

もう皆さんになってくれればね、そんなあざといまねしてこないと思うけどさ、昔は普通にありましたんで、足引っ張るなんて、もう巴投げみたいなやつもあれば一本背負いみたいなもの、いっぱいありましたんで。

ちょっと私は、そういう中のどろどろした議会、長くいましたんで、もう今は老婆心かなとは思うんだよ。保坂委員の言うようにさ、新しい見方の中でやればいい。

ただ、うちのときは、そういう経過もあって、今みたいな形になっている。

で、あともう一個、市民にどう知らせるかなんだよ。中継とかもやるようになって、ユーチューブにも上げるようになって、それも事務局がだいぶ苦勞して、なるべく早く見れるようにしている。

で、広報もそうなんだよ。もうペーパーレスにするかって言ったって、ペーパーレスだと年寄りが読まないって話に。ネットは若い人は見るだろうけど、年寄りは見ない。文書は年寄りには必要だけど、若い人は見ない。じゃあ、どうすりゃあ。さっき言うように、いくらやったって、議会の動きが見えないみたいになってしまってる現状をどうすればいいのか。

だから、テーマを絞る場合も、この2つ。広報広聴のあり方と、議会のほんとの議会改革のあり方。ぜひその辺をやってほしい。

○保坂委員

私も、自分が公明党ということで、党の支部会等で自分の動きを知ってもらうには、SNSを使ってもらいたいということで、SNSの登録をお願いしているんですが、やっぱり、今議長が言われるように、年齢の差があって、年配の方で好きな人はやっていただいているんですけども、そうでない方は、なかなか登録すら足踏みをしちゃうということがあって、これからの時代、年代を追えば追うほど、使える人が自動的に増えていくと思うので、もしかしたら、報酬等審議会のメンバーの方にも、そういうSNSに登録していただいて、各議員が発信している情報をキャッチしてもらうとか、そういう照会もしっかりかけていくとかっていうのが、もしかしたら必要なのかなって思います。

あと、正直言いまして、一般質問も、自分の後援会とか党の人たちは、私のは見てくださいますけども、じゃあほかの議員のをどれだけ見てるかって、正直言って分からないです。

だから、テーマ別に議員が取り組んだことを照会かけるとか、その辺の再構成したものを、例えば子育てについての議員の質問とか、インフラ整備についての議員の質問とか、土砂崩れとか災害系のことについてのテーマに絞ったものの照会のかけ方とかっていうのを、それこそAIを使って、そういう再構成をかけて、そういう必要な、知りたい市民に分かるようにやるとかって、もしできたら、それは私、面白いことだなと。

で、紙ベースじゃなくて、デジタル化でやっていって、丁寧にデジタルで情報が取れるようにしていくようにするとかっていうところに、力点を置いたものをやれば、もしかしたら糸魚川市議会の動きが、今よりは市民に知ってもらえるかもしれないので、どうしても私らの中では、広報委員会とか議会だよりとか、その切り口しか頭になくて、そうじゃなくて、市民にダイレクトに伝えられるもの、働いていてなかなか集まるところに行けない方に、どうやって情報を捉えてもらえるかというところに着眼を置くと、また別の先進地があるのかもしれないので、そういったところがもしあれば、今議長の話を聞いていて、もしあるのであれば行きたいなと思いました。

デジタルの活用法と広報のあり方。ペーパーの議会だよりではなくて、デジタルでいかに市民に浸透させていくか。

もう一つは、さっき田中委員の言った、報酬等審議会の方にも、やっぱりちょっと、見えない見えないじゃなくて、情報を取りに来てもらいたいなという思うので、取りに来れるようには、こんな用立てしてありますよと言えるくらいの、ちょっとそこも考えていかなければいけないのかなというふうに思いますので、もしそういうところがあれば、ちょっと検討いただきたいと思います。

○宮島委員

議長から、広報の内容の偏り、恣意的な偏り。それはおそらく議事録をAIで要約させれば、それほど不公平さはなくなると。もちろん掲載する前に、発言者本人に内容の確認を当然取るわけですし、それはあまり心配したようなことは起きないのかなと。

それから、保坂委員がおっしゃった映像のほうですけども、映像も同じく要約できるわけですね。発言の中の核心部。ちょうどテレビのニュースがそうですね、一番重要な部分だけ抜き出して、デジタルサイネージとかユーチューブに掲載することは、今の技術であればそれほど難しくないし、編集作業も事務局じゃなくて議員本人が、議会がやるようなことも将来的には可能かなと思います。

○中村委員

私は、通年議会をやっているところを視察したいなと。

なぜかという、災害が非常に多発化してきているんですよね。糸魚川市でも災害が発生したときに、すぐに議会が始められて、補正予算なんかも当然出てくるので、そこで審議できるのではないかなというふうに思いますので、今の時代の災害を考えていくと、やはり通年、ましてや2常任委員会っていうことになる、通年議会をもう少し勉強したほうがいいんじゃないかなと考えました。

○宮島委員

過去の視察のテーマ見ますと、反問権というのが、一時期ずっと続いてたんですね。現状、反問権を持っている人もいます。けども、一般の課長は、議員の質問に対して、反問権を使うってことができないんですよね。それから、質問の意図の確認、これは反問ではないですけども、意図の確認も、普通は、そんなこと聞いて何になるんですかととか、発言の意図は何ですかとか、そういったこともできないわけです。

そういうことができたほうが、より議論が深まると私は思いますので、反問権について、再度、視察ではなくてもいいと思うんですけども、議会として再度勉強したほうがいいのかというふうに、今までの視察地を見て思いました。

ちょうど平成26年頃から27年頃にかけて、2年連続であちこち行っているんですね。

○東野委員長

1泊2日でも2か所、頑張れば3か所行けるかなと。2か所は行けると思いますので、今いただきましたご意見を踏まえながら、最終日までにこれだということを、委員長に提出いただけますでしょうか。もちろん正副でも考えるんですけども。

またそれで何か所か挙げていただいて、連絡取り合っていけるかどうかの確認やらないといけないので、9月25日が議会運営委員会になりますので、それまでに、無いなら無いの連絡もいただきたいというふうに思いますので、皆さんそれぞれ、委員各位からご提案頂戴したいと思いますので、また会派でもお話ししていただいて、ご検討いただきたいと思います。

そのように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田中委員

今、候補として、先ほど話の出ていた、2常任委員会について、過去においてこれを見ると、結構視察に行っているんだけど、いざ具体的に、こういうふうに動いてくる中において、改めて自分としては、特に同じような類似団体のところでの視察ができればなあというのは思ったところですので、検討をお願いします。

○古畑議長

今、中村委員からご指摘あったけど、通年議会についてさ、お隣上越、近いから、どこに行くにしてみたって、行く途中とか帰る途中で寄るとかということも、できるかなと、時間的余裕があるなら。

上越さんねえ、なかなか、毎回毎回さあ、話題に事欠かないんですよね。新しいことを取り入れていくからさあ。ほんとに近場だっていうから研修する機会がないんだけど、一回じっくり話も聞いてみたいなあって私も思いました。

○東野委員長

そのように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

<休憩中>

(3) ハラスメント防止対策について

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします

協議題の1 (3)、ハラスメント防止対策についてを議題といたします。

ハラスメントワーキングチームですね、いろいろ進めていただいておりますのでございます。

7月1日にですね、ワーキングチームの経過報告で資料のほう提出いただいております、それ以来進んでない状況なんですけれども、こちらについても、この年度内にしっかりと完成させて運用できるようにということで、お話はさせていただいております。

ちょっとタブレットをご覧ください方、7月1日の資料をご覧くださいと思います。4、今後の検討事項(案)ということで、(1)から(3)までございます。あともうここ進めていくところかなというふうに思っております、あと宮島委員から作っていただいた行動指針ですね。その行動指針が完成することによってすぐに運用できる、そういう状況を作っていきたいなというふうに思っております。

また、今後の検討事項についてですね、ワーキングチームのほうからどういうふうにしていきたいとか、こういうふうに考えてるっていうところを、皆さんにちょっとお示しいただければと思いますので、保坂委員、お願いします。

○保坂委員

今ほどの7月1日の資料の、委員長からご指摘のあった4、今後の検討事項(案)であります。ハラスメントのワーキングチームで、8月19日に集まりましてですね、この件について少し検討しました。ただ、そうは言っても、皆さんのご意見を聞かないと、ちょっとよくないだろうということと、あと政治倫理審査委員会の関係があって、正直言って、深掘りはできていないのが状況です。

今後の日程を考えたときに、今のこの今後の検討事項について、皆さんもちょっと考えていただいて、次回の議運ですかね、ちょっとそういったところで、自分たちが調べてきた中でのご意見を伺って、それをワーキングチームで議論するのか、この議運のメンバーで議論するのも、そこもちょっと決めていきたいなと今、現状思っております。

項目別にいきますと、まずハラスメント防止条例の改正案の作成のところの1、第三者、要は弁護士等の相談窓口の設置というものであります。これにつきましては、今まで糸魚川市議会のハラスメント問題は、最初からもう当事者、被害者も加害者も分かるケースが多かったんですが、そうではなくて、ハラスメントを受けた方が秘密裏に相談して、これがハラスメントかどうかとか、

あとそのハラスメントの被害を訴える、その窓口として、私どもワーキングチームの中では、第三者、弁護士等に相談するのがいいんじゃないかっていうことなんです。ただこれをやっちゃうと、予算化も必要になってくるというところもあって、その辺もまた皆さんからちょっと検討してもらいたいっていうことであります。

それから、2、審査方法の手順でございます。これも元々糸魚川市議会には政治倫理規則というのがあって、議員同士、また議員の不祥事等については、政治倫理審査委員会というものを立ち上げる仕組みができております。

それを、今度ハラスメント防止条例の中に、そのハラスメントの専門的な審査をするということで、私達は考えているんですが、そのやり方でいいのか、それともハラスメント防止条例、第三者の弁護士等の意見を踏まえて、踏まえたものを政倫審に振って、そこでその審査をしてもらうのかとかっていう、そういう考え方もあるので、その辺のハラスメント防止条例で完結するやり方と、あくまでも政治倫理審査委員会の調査のあり方をくっつけてやるっていうところの、皆さんのちょっとご意見が伺えればなと思っております。

それから3、ハラスメント防止のための研修会の実施。これにつきましては、正直言って、ハラスメントって全国でも、市長、議長、あと議員、いろいろ今ニュースが飛び交ってるのが現状であります。その中身も種類も、本当その時代とともにすごく変わってきてるというか、捉え方によって全然、千差万別であったりだとか、あと一方では騒ぎすぎたっていうのもあるんですね。被害を受けましたとかって、調べていったら事実と違ったみたいなこともあったりとか。何か本当にそういう調査、またはそのハラスメントに該当するものなのかどうなのかも含めて、ちょっとそういったところを、年に1回ぐらい、やっぱり検証していったほうがいいんじゃないかなっていうのが、ワーキングチームの中の感想なので、そこは2年に1回がいいのか、任期中に1回でいいのかとかっていう、そのところも皆様でちょっと検討いただきたいということでございます。

それから4、アンケートの実施。これもハラスメント防止条例作っていただいた後、毎年、要はどういう経過になってるのかっていうことも、追跡調査も兼ねて毎年やらせてもらってるんで、これについても、やっぱりゼロを目指しているものでありますので、ここはワーキングチームとしては毎年実施を求めたいところなんです。いやいやそこまで細かくやらんでも、2年に1回でいいんじゃないかとか、いや、もうちょっとスパンを置いて3年に1回でいいんじゃないかとか、その辺のご意見も伺いたいところでもあります。

それから5、AIを活用したハラスメントチェックの導入であります。これも宮島委員のほうから提案として、会議録とか、そういった自分の話し言葉であったりだとか、そういった中に、過去のものですけど、そういうのをAIにかけて、これは恫喝になってるよとか、非常に個人攻撃になってるよとか、そういう学習していくというか、認識を深めるためのAIの活用方法と、あとは個人でね、AIにかけて、自分のこれから一般質問でやろうとする原稿、口述をAIにかけて、厳しく追及したいんだけど、そのせめぎ合いのところ、どの程度がハラスメントに引っかかるのか引っかからないのかって、個人レベルでチェックするっていうところの取組とかも、提案していったら

いいんじゃないかなということで、このA Iのものも入れてあります。それも皆さんのほうでまたちょっとお調べいただければと。

(2) のハラスメント防止行動指針案。これ、ほぼほぼ宮島委員が以前作ってくれた、結構完成度の高いもので、議長からのピラミッドの構成図があったりだとか。私もあれでほばいいと思ってるんですね。ただ、今、前段言った1から5のことを、方針を決めたときに、どうしても整合性を図らなければいけないので、それについての整合を図る行動指針を作りたいので、そうは言っても、(1) のほうを構築させて、行動指針に反映させるという流れにしたいと思っております。

(3) は、これちょっと急がないんですけども、その政治倫理規則自体、今回いろんな調べていった中で、規則でやってところが圧倒的に少ないということが分かりました。政治倫理規則ではなくて、政治倫理条例にするのであれば、どうしたらいいのかっていうところも、また皆様からちょっとご意見を伺って、その条例のほうがいいということになれば、条例化に進みますし、いやいやもう規則で今十分、今回も政治倫理審査委員会、実際やってみたわけですね。そういった中で十分だと、機能してるということであれば、要はハラスメント条項のところだけ抜く形の、整合かけていくっていうところになりますんで、その辺もちょっとチェックをしていただいて、ご意見いただければというところであります。

資料なくて申し訳ないんですけども、今ここに、今後の方針案で出てる項目で、また皆さんもいろんなところからちょっとお調べいただいて、次の議運のときにちょっとご意見いただいて、もう一つは、ワーキングチームで進めていくのか、議運のメンバーでちょっと広げてやるのかも、ちょっとご意見いただければありがたいなと思っております。

ただ、正直言って、なかなか日程が、政治倫理審査委員会のこともあったんで、なかなか時間取れなくて、1回しかできなかったんですけど、そういったところもまた、皆さんちょっと協力していただく中で、さっき言ったように、年末までに方針決めて、年度末にはもう完成できるような形にしたいと思っておりますので、またご協力をいただきたいと思います。お願いであります。よろしく願いいたします。

○東野委員長

ありがとうございます。

今ほどる説明いただきまして、もうだいぶいいところまで来るといいですか、だいぶ詰めて考察いただいております。

ちょっと今日の添付資料にないんですが、またこの7月1日に添付いただきました、今後の検討事項につきまして、まずその第三者の弁護士等の相談窓口の設置、審査方法の手順、ハラスメント防止のための研修会の実施、アンケートの実施、A Iを活用した云々とあるんですけども、そういった中で、今時点でこの案が出ておりますが、皆さんで何かご意見等あれば、お聞きしたいと思います。

後々の進め方ですね、どう整合を取っていったらいいかについてもご意見いただければと思います。

○古畑議長

もちろん皆様のご意見いただく前に、ちょっと念を押しておきたいんですけど、私これまで何回も言ってきたんですが、会議規則とさ、政治倫理規則とさ、このハラスメント条例ですみ分けを言ってるんだよ。

で、本会議だとか委員会の場合は、議長や委員長がいて、問題行動だとか侮辱発言だとか、罵声だとか恫喝とかやった場合、当然そのときに、もちろん皆さんも委員としているし、委員長も議長もいるわけだから、それは駄目です、何とかってやっぱりあるわけだよね。ある種の言葉のせめぎ合いは、その中における、議論伯仲する中での話合いだよね。それが、一方的に強い者が弱い者をいじめてるような真似をするようだとさ、そりゃ問題になるけど、言論の府であるんで、ある程度激しくてもしょうがないだろうと。それが今までの考え方なんだ。

で、ハラスメントって何かっていうと、議場や委員会じゃないところで行われるのが常なんだよ。クラブの中でなんだ、歌を歌って、なんかそれこそ保坂さんが持ってきた総務省のね、ビデオでもそうだけど、たいがい目が届かないとこでやってるのがハラスメントなんだよね。そこの使い分けの仕方をやっぱり間違えると、今度ね、過去の議事録を全部調べて、全部ハラスメント認定するなんてやるとだ、もうとんでもない量のあれが出てくると、問題が出てくると思う。

私、あんまりお行儀のいいさ、委員会のやり方とか会議の仕方とか好きじゃないんで、もっと本当に真剣に話し合っていってほしいと思うんで、そんなことにまで気を使う必要がない。何のために委員長やさあ、議長がいるんだ。そこにはちゃんと、何で政治倫理審査委員会に結びついていくような、ちゃんとした規定もあるでしょ。

だから、ハラスメントは、やっぱり見えないところ。もう石をはぐったらそこに虫がいっぱいたとかって、そういうところをやっぱり見なきゃ駄目なんだよね。目につくところばかりをやるからおかしくなるんで、やっぱり腐る前にさ、ハラスメントの規定で、目に見えない議会外活動のところをやっぱりハラスメントになるって、職員に対して横柄な態度を取ったとか、必要以上の資料を要求したとかって。

今までだって、あってもハラスメント認定してないでしょ。だから本人の訴えがなくても、ハラスメントとしてそれを認定するのがどういふのかっていう問題もあるんだよ。いくつか相談もらってるんだけど、あんまり騒ぎ立てないでください、本人に言わないでくださいって、本人に言わなきゃどうやって直すんだよって、結構あるんですけどね。

だから、このハラスメントに期待するところっていうのは、議会中や委員会中の、目に見えるところじゃなくて、目に見えないところの問題があったときに、何とかして欲しいと思うんだよね。議長としてはね。

あと、やっぱり委員会はさ、委員長さんや副委員長さんの資質っていうのを上げて、その発言は駄目ですよっていうのは、やっぱりちゃんと言えるようにさ、お願いしたいと思うんだよね。

○宮島委員

ワーキングチームの一員で言うのはちょっとどうかなと思うんですが、前回ハラスメント防止条例を、原案作った立場から言うと、ハラスメント防止条例でいろいろ審査したりするっていう項目は、今現状残ってますよね。その項目と政治倫理規則の同様の項目が、バッティングするんですね。

議会運営委員会では、ハラスメント防止条例は、理念条例にして、いわゆる審査などは政治倫理規則、あるいは政治倫理条例に全部任せる、そういったやり方のほうが分かりやすいんじゃないかというのは、かなり前に議論した内容だと思います。

ですから、ハラスメント防止条例と政治倫理条例の改正というのはですね、同時進行的にやらないと、かなり矛盾が起きてくる。

それから行動指針も、それに合わせて作るほうが、僕はいいんじゃないかなと思って。

現状、今、保坂委員のほうからハラスメント防止条例の改正、これは改正案は既にある程度作っておりますけれども、その改正案を出したところですね、将来の政治倫理規則の改正のときに、またハラスメント防止条例の改正をしなければいけない、かなり二度手間、三度手間になる可能性があるとは私は未だに思っています。

○東野委員長

私の考えでは、二度手間、三度手間になっていいと思ってまして、今取り急ぎやらなきゃならないっていうのは、すぐ運用できる状況にしたいっていうところなんです。

これ何回も言わせていただけてますけど、あれも構わんならん、これも構わんならんって言って、まとめられないと今感じてまして、そこはちょっと一貫して言わしていただけていきたいんですけども、このハラスメント防止条例の一番の目的は、市職員さんに対して、議会のハラスメントを撲滅しようという目的で作られております。

そういった中で、一昨年の12月からハラスメントの事案が起きてきて、このような内容ではちょっと問題がありますねっていうことで見直ししようから始まりました。

そういった中で、これを修正していく、早くにこれをしっかりと運用できるようなものに変えていきましょうっていうところが一番の目的だったんだと思います。

そういった中でこれ全部が全部、これをやろうって言ったときに、この期限が先に切られてますんで、そういう意味では、期限を切った手前上、まずはすぐに運用できる状況。

そこまで私、委員長の権能としては、そこまでやっていただければ結構なんで。

○宮島委員

委員長の覚悟は分かりました。

二度手間、三度手間になってもですね、まずハラスメント防止条例の改正を急ぐということで、了解です。

○古畑議長

委員長のね、お考えはよく分かったんですけど、でもね、さっきも言ったようにさあ、ハラスメント条例であってさあ、議会倫理規則というか、そっちのほうがさ、条例になったようなおかしいってことはね、これどっちのほうが優先なのかなってなると、条例のほうが優先するよなっていうことになってくるとだ、確かに力の関係から言ってもおかしいんでさ、もういいじゃん、議会基本三条例でも何でもさ、なんかうまく成り立つようにしてみればいい。

最初からこのハラスメント条例を条例化すると、面倒くさくなるよって俺は言っていましたよね。言ってたのはやっぱり皆さん、流しちゃったわけだよね、そのまんま条例成立させてしまっ、条例成立してからさあどうしますかって今やってる。私はこれみっともないと思うんだよね。

だからさ、委員長の言うようにさ、ある程度の活用策決めて、早く施行したい。

でもね、アンケートとかやって、間違いなくハラスメント少なくなってるので、それだけでも成果はとてもあるんだなって思うんですよ。

で、今度出されたら実名公開するぞっていうのだから、結構な脅しになってると思うんですよ。だから、ある程度その抑止的効果というものは、今までの中でもあったと思うんで、あとは、本論のところとの整合性だけなんで、すみ分け。

だからそっちのほうには踏み込む必要ないんじゃないかなと思うんで、今の議会基本条例の中でもさ、そういう部分を何とか条例化して上げるっていうかさ、そっちのほうにして、ハラスメントは、やっぱり議会外で起こった問題について審査するとか、調査するとか、元々あれ議長のねえ、采配による権限っていうか、采配に任せるとかあったんだから、そんな感じで。

それから、保坂さんから提案あったんだけど、これやっぱりワーキングチームだけにさ、仕事を押し付けるのは悪いと思うんで、これやっぱり皆さんでしっかり話し合っ決めていただきたい。ある程度のところはね、ある程度、委員長の判断でこうしますってやられても、よろしいんじゃないかなと思います。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

皆さんからといいますか、ちょっと私もむきになってしまっ、申し訳なかった部分もあるんですけども、しっかり議論しなければならないという結論で、今までワーキングチームのほうですね、しっかりと揉んでいただいた内容を踏まえて、今後は議長の提案のとおり、議会運営委員会のほうで詰めて形にしていきたいなというふうに思います。

これまでのワーキングチームの皆さんの、何回も本当に、7回8回と、この委員会を重ねていただいでですね、まとめていただいたことに関しましては、敬意を払いますし、感謝申し上げるところでございます。

これらを踏まえて、しっかりと完成を目指して、すぐ運用できるような形作りができたらなっていうふうに思っておりますので、また今一度お力添えいただければと思います。

ではこのハラスメント防止対策について、このように進めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認めそのように決しました。

2 その他

○東野委員長

次に、協議題の2その他であります。

まず事務局からお願いいたします。

○磯貝事務局長

それでは一点お願いいたします。

池田議員の一般質問についてであります。

池田七菜議員から、インフルエンザに罹られたため、4日、明日の本会議には出席できない旨のご連絡がありました。

明日4日に、本来池田議員の一般質問が予定されておりますが、欠席の場合、会議規則及び先例申し合わせによりまして、発言通告の効力が失われ、権利放棄となることから、今回の池田議員の一般質問は、取りやめとなります。

よって、明日の一般質問につきましては、5人を予定しておりましたが、4人に変更となります。

なお、池田議員の質問順番は、その一番最後、5番目でしたので、他の質問される皆様には、特に影響はありません。

報告は以上です。

○古畑議長

インフルエンザになってしまった池田七菜さんにはお見舞い申し上げるとこなんですけど、インフルエンザってことはさあ、明日一日休んだって駄目だと思うんですね。

議長といたしましても、今日、発症したのかな。局長お願いします。

○磯貝事務局長

説明が足らず申し訳ありません。

ご連絡いただいて、医療機関で診ていただいて、いわゆる何ていうか、6日までは、そういう人との接触といいましょうか、感染防止を図ってくださいということで指示をいただいたと。

基本的には、何事もなければ、7日からは、出てもいいよっていう形で、医療機関のほうからはそういったことをいただいと。

ただ、当然、発熱だとか、いろんな症状によっては、7日以降についても欠席という形になる可能性はありますので、それについてはまた、状況が分かり次第お知らせくださいということでお伝えしております。

今の予定では、6日までということでの診断をいただいているということで、お聞きしております。

○古畑議長

議運の席ではありますが、議長としましては、池田七菜議員、体調が良くなったんだって言って、月曜日から出てこられたってさ、こっちは入場を認めるわけにはいきませんので、そこもしっかりと確認と、いつからOKかっていう話。

でいくと、一般質問を全部休めば何とかなるのか、水曜日まで休めば何とかなるのかなと思うんだけど。

○磯貝事務局長

9月6日まで自粛っていいんでしょうか、ということで、7日からはいいよということで、今言われているということなので、基本的には7日が月曜日の、今、一般質問からになるんですけども、そこを通常の皆さんと同様の取扱いで言うとなさるということなんです。

ただ、先ほど申し上げたように、今後の例えば症状というか、それによっては7日もお休みになる可能性もあるかもしれませんし、そこは今、状況をご連絡くださいということでお願いをしているということです。

今の段階では、6日までということでお聞きしているということです。

○古畑議長

了解です。

あんまり無理すんなって言ってください。

○保坂委員

今の池田議員の一般質問に関連して、議長あれですよ。4人になってしまった場合、午前2人やって午後2人になるんで、私1人分だけやって。

○古畑議長

最終日の場合は、最後俺が閉めますんで。

○東野委員長

他、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

なければ、その他を終結いたします。

以上で本日の協議題については全て終了しました。

本日の委員長報告については口頭報告とし、文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長